

健康管理

1. 健康診断結果に基づく対応など

- 健康診断および異常所見者への医師などの意見に基づく就業上の措置を徹底します。
- ① 労働安全衛生規則第43条～第45条に基づく健康診断の項目には、糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全などの熱中症の発症に影響を与える恐れのある疾患と密接に関係した血糖検査、尿検査、血圧の測定、既往歴の調査が含まれます。
- ② 労働安全衛生法第66条の4及び5に基づき、健康診断で異常所見があると診断された場合には、医師などの意見を聴取し、必要があると認めた時は、事業者は就業場所の変更や作業の転換などの適切な措置を講じることが義務付けられました。
- 熱中症の発症に影響を与える恐れのある疾患を治療中の労働者について
- ① 事業者は、高温多湿作業場における作業の可否や当該作業場における留意事故などについて産業医等の意見を勘案し、必要に応じて作業場の変更や作業の転換などの適切な措置を講じること。

※ 熱中症の発症に影響を与える恐れのある疾患には、糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係の疾患、広範囲の皮膚疾患などがあります。

2. 日常の健康管理など

- 睡眠不足、体調不良、前日の飲酒、朝食の未摂取、感冒などによる発熱、下痢などによる脱水などは、熱中症の発症に影響を与える恐れがあります。
- ⇒ 日常の健康管理について、指導を行うとともに必要に応じて健康相談を行います。
- 熱中症の発症に影響を与える恐れのある疾患を治療中の労働者について。
- ⇒ 熱中症を予防するための対応が必要のある労働者に対しては、主治医などから熱中症予防対応を必要とする疾病の労働者は、事前に事業者若しくは熱中症予防管理者へ申し出てください。

3. 労働者の健康状態の確認

- 熱中症予防管理者は、作業開始前・作業中の巡視などを実施し労働者の健康状態を確認します。

4. 身体の状態確認

- ≪健康状況の確認ポイント≫

① 朝食の摂取の有無 ② 十分な睡眠 ③ 前日の多量の飲酒の有無 ④ 体調不良（風邪など）

5. まとめ

